

津市り災証明事務処理要綱

平成18年1月1日消防本部訓第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市火災原因損害調査要綱（平成18年津市消防本部訓第36号）に基づく火災及びその他の災害（以下「火災等」という。）によって生じた被害の証明（以下「証明」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明できる事項)

第2条 証明できる事項は、次に掲げるもので、事実を確認した記録（資料等）があるもの又は確実な証拠により立証できるものとし、申請により証明を行うものとする。

- (1) 津市火災原因損害調査要綱に規定する火災に関する事項
- (2) その他の災害で、火災等の発生地域を管轄する消防署長（以下「証明者」という。）が適当と認める事項。

(証明除外事項)

第3条 証明は、次に掲げる事項を含めてはならない。

- (1) 火災等の発生原因及び損害額に関する事項
- (2) その他証明することにより、消防業務に弊害を及ぼすと認められる事項（申請人の範囲）

第4条 証明の申請人の範囲は、所有者、管理者、占有者その他証明者が適当と認める者とする。

(証明の申請)

第5条 証明者は、申請人から証明の申出があったときは、り災証明申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、他の法令等に基づく様式により証明を求める場合で、その内容に支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

2 証明の申請は、代理人に行わせることができる。この場合、次の事項に留意するものとする。

- (1) 申請書の申請人欄氏名の下に代理人の住所、職業、氏名、印及び続柄等（申請人との関係）を表示させること。
- (2) 委任状を提出させなければならない。ただし、証明者が委任状の提出を

要しないと認める場合は、この限りでない。

（証明書の発行）

第 6 条 証明者は、申請書が提出されたときは、津市文書管理規程（平成 18 年津市訓令第 6 号）に基づき処理し、次に定めるところにより、り災証明書（第 2 号様式）を発行するものとする。

- (1) 証明書は、当該申請ごとに発行するものとする。
- (2) 証明書の発行に際しては、申請人本人、代理人又は使者であることを証明できるもの（自動車運転免許証等）で、身分等を努めて確認すること。
この場合、使者にあっては、申請人との関係を確認すること。

（追加発行）

第 7 条 証明書を追加発行する申出があった場合で、次の各号のいずれかにも該当するときは、追加発行することができるものとする。この場合、証明者に確認の上、既に提出されている申請書にその旨を付記しなければならない。

- (1) 従前の申請書の申請人からの申出である場合
- (2) 提出先、使用目的及び部数が明確である場合
- (3) 追加発行の証明書が、従前と同一事項の証明内容の場合

（公印等の押印）

第 8 条 証明書は、津市消防公印規程（平成 18 年消防本部告示第 2 号）に規定する公印を押印して交付するものとする。この場合、契印の押印は、要しないものとする。

（証明書の管理）

第 9 条 証明書の交付状況については、交付台帳（第 3 号様式）に記録しておくものとする。

- 2 証明書を発行したときは、申請書とともにその写しを保存しておかなければならない。ただし、同一人に対し 2 部以上同一内容の証明書を同時に発行したときは、発行部数を明らかにしてその 1 部を保存しておくものとする。

（乱用防止）

第 10 条 証明書を発行するに当たっては、使用目的を明確にさせ、乱用防止に努めさせなければならない。

（証明書の記載）

第 11 条 証明書を作成する場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 代理人が申請した場合であっても、証明書は、申請人の欄に記載されている者に対して発行すること。

- (2) 証明書の発行に際しては、証明内容欄に余白が生じた場合は、「以下余白」の文字を記入すること。

(火災に関する証明)

第12条 第2条第1号に規定する火災の証明については、次のとおりとする。

- (1) 焼損した建物及び収容物その他動産については、焼損及び水損等によるり災部分について、消防署で確認した範囲で証明すること。この場合、焼損した建物以外の水損等のみによるり災についても証明できるものであること。
- (2) 建物の収容物その他動産のみが焼損以外の損害を受けた場合にも証明できるものであること。
- (3) 共同住宅、寄宿舍等の占有者又は区分所有者（以下「占有者等」という。）に対する証明は、占有者等が占有又は所有する面積を明記すること。
- (4) り災した動産については、津市火災原因損害調査要綱第26条に規定するり災申告書を受理したことの証明とすること。ただし、特定のものについて証明を求めている場合は、焼損、水損等のり災事実を確認した結果に基づき、又はり災申告書に記載されていることを確認して、個別に証明することができるものであること。
- (5) 証明にあつては、原則として、火元・類焼の別は表示しないものとする。ただし、火元・類焼の別が判然としている火災については、特に申請人から要求があったときは、証明者の判断により「火元」、「類焼」の別を表示することができるものであること。
- (6) 火災等に対するり災証明は、火災があつたことの実事及びその状況について証明するものであるから、放火又は放火の疑いのある火災であっても証明することができるものであること。

(その他の火災に関する証明)

第13条 第2条第2号に規定するその他の災害の証明については、日時、場所及び必要最低限の表示のみにとどめるものとする。

2 その他の災害のうち、津市火災原因損害調査要綱に規定する火災の証明については、前条の規定を準用する。

(取扱い処理の特例)

第14条 この要綱に規定する証明について、消防署長がこの要綱の規定によらなくとも同等以上の効力があると認める場合においては、この要綱の規定は、適用しない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に合併前のり災証明事務処理要綱（平成 11 年津市消防本部訓第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 5 条関係）

り 災 証 明 申 請 書

年 月 日

（あて先）津市（名称）消防署長

（〒 ）

申請人 住 所
職 業

（フリガナ）

氏 名 ㊞

電 話 （ ）

次のとおりり災したことを証明願います。

1	申請人と り災物件との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()		
2	日 時	年 月 日 時 分		
3	場 所			
4	提 出 先 及 び 使 用 目 的	提 出 先	使 用 目 的	部 数
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 あて名は、「〇〇消防署長」と記入してください。
- 2 代理人の場合には、委任状を添えるとともに、申請人欄の下に代理人の住所等を記入して申請してください。
- 3 1 欄の記載については、該当するものを○で囲んでください。その他○をした場合は、その内容を（ ）の中に記入してください。
- 4 2、3 欄については、消防職員の指示により記入してください。
- 5 ※印欄には、記入しないこと。

第 2 号様式（第 6 条関係）

り 災 証 明 書

申請人 住所 氏名		第 号 様
申請人と り災物件との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()	
日 時	年 月 日 時 分	
場 所		
証 明 内 容		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 津市（名称）消防署長 （氏 名） 印		

第3号様式（第9条関係）

交 付 台 帳

[illegible]